は十年近くも勤めたものに対して僅か三ヶ月分の手当しか支払はないのであります一旦受取りたらこれを承認したものと言はれる不景気な今日之れ位の目腐れ金で生活か出来ますか　そこで解雇者は工場内の労働者と提携して不当の解雇から是非復職を協出てくれ折しも労農党支部　自由労働組合等の応援を得て松井に陳情すると頑固なおやぢは言を左右に托して中々聞き入れません　そこで我々は同盟を組織して吸血鬼松井を相手に徹底的に斗争を続けることになりました　ごうて化しと唯下固め先松井の親オヤヂが勝ちか、我々労働者の正義が勝ちか　之れは一重に公平なる自立場にある町民諸君が我々の此の叫びに多大の理解と同情と支援を与へて下さることとによって決定されるのであります　之れで我々は今回の松井鉄工場の斗争に対して我町民諸君か絶大なる支援応援を与へられんことを衷心から希望するものであります

松井鉄工場解雇者復職要求同盟

別記（二）

嘆願書

私共十七名は過日工場を解雇されましたが就職で到底生活し得られず　甚だ御迷惑とは存じますが何卒復前通り御雇入下さる様連名を以て嘆願り致します

尚先日受取りました解雇手当は全額御返済り致します

右嘆願の趣意まで

昭和五年九月二十六日

右

山本政傳（印）　栗田友三助（印）　長谷川利三郎（印）
小倉常吉　吉田章　関岡周二（印）
馬沢敬治（印）　山口重治　木元芳之助（印）
古市政太郎　五月女理助　吉田基
半塚銀次郎（印）　吉田久三郎
辞職者　永野ハル　飯田かつ（印）

右十七名ノ内捺印者及六七名ハ復職嘆願ニ同意セザルモノヽ如シ

1七.20

第1478
5.7.26

労秘第二三四五号
昭和五年七月二十三日

警視総監　丸山鶴吉

内務大臣　安達謙蔵殿
社會局長官　吉田茂殿

東日従業員一部解雇ニ関スル東京出版労働組合ノ策動ニ関スル件（第三報—解決）

要旨—二十日被解雇者代表本社側ト會見シ解決タルカ当時示威運動ヲ為シタル十六名ハ所轄署ニ検束ス

曩報標記組合ハ尚引続キ大体前報要旨ノ各種印刷物ヲ関係方面ニ配布シ居タルカ本月二十日午後一時被解雇者代表藤原辯護士外三名本社ヲ訪問シ東山印刷部社員石元庶務部社員ト會見シ